

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		社会教育のための学校施設利用の許可(多治見市立学校施設の開放に関する規則に関する部分を除く。)		
根拠法令及び条項		・ 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 45 条 ・ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 137 条		
所 管 部 課 名		教育委員会事務局 教育総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・ 学校施設の確保に関する政令(昭和 24 年政令第 34 号) 第 3 条 ・ 多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和 39 年条例第 10 号)第 2 条 ・ 多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則(昭和 56 年教育委員会規則第 6 号)		
	基 準	①学校教育上及び学校管理上の支障の有無 ②営利目的又はこれに類するものの有無 ③公の秩序、善良な風俗、公共の福祉に反しない ④危険又は毀損のおそれの有無		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 3 日(機関名 各小中学校) 処分機関 4 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				